

岩手県告示第 170 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 3 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
岩手県立宮古病院	宮古市大字崎楸ヶ崎第 1 地割 11 番地 26	宮古市崎楸ヶ崎第 1 地割 11 番 地 26	平成 19 年 2 月 5 日
岩手県立宮古病院附属重茂診療 所	宮古市大字重茂第 1 地割字西大 館 37 番地の 1	宮古市重茂第 1 地割 37 番地の 1	”
中村歯科	岩手郡滝沢村大釜字外館 36 番 9	岩手郡滝沢村大釜字外館 118 番 地 1	平成 14 年 10 月 5 日